

議案第3号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年2月16日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年3月目黒区条例第
2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「公益財団法人目黒区芸術文化振興財団」の次に「又は地方
税共同機構」を加える。

付則第4項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明） 職員を派遣することができる団体を追加するとともに、規定の整備
を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。